平成２７年（フ）第３９６７号
大阪市大正区北恩加島１丁目11番３号
債務者　国本　雄次
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６号
愛知県豊田市東梅坪町１丁目４番地４　サンハイツ寺田301号
債務者　田中　明雄
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午前９時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
北海道白糠郡白糠町西庶路東３条南１丁目１番地21
債務者　金子　英正
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１２５３号
神奈川県高座郡寒川町倉見1302番地１　ファミリアＡ102
債務者　阿部きよ子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４００号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目４番12号　シーサイドトビツル202
債務者　福富　　渚（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６９号
横浜市港北区新羽町1293番地１　ラ・リーブ507
債務者　大久保信秋
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６５号
横浜市金沢区富岡西３丁目37番11号
債務者　青野　秀人
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１８号
横浜市都筑区勝田南２丁目15番28号　サンシティー丸沢Ｂ号室
債務者　塩川　　剛
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１９号
横浜市都筑区勝田南２丁目15番28号　サンシティー丸沢Ｂ号室
債務者　伊志嶺幸代（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７２７号
横浜市保土ケ谷区岩井町67番地１　ヴェルディ保土ケ谷101号
債務者　岩本　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８５号
静岡市葵区羽鳥７丁目３番５号　ハッピーファミリー201号
債務者　阪本　美雪（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６５２号
千葉市若葉区下田町987番地１
破産者　有限会社ジャスト・ナイン
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４７号
金沢市玉鉾２丁目23番地
破産者　有限会社完全工業
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８０号
金沢市金石西２丁目25番24号
破産者　アサイ産業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６３４号
京都市西京区川島北裏町69番地の14
破産者　株式会社ミワキ・ダイヤ
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目９番37号
破産者　三和総業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０号
香川県高松市木太町2800番地
破産者　株式会社鎌田鋳工所
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係